

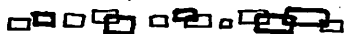
「チャレンジ21教育推進運動」と 学校評議員制



男 三 木 八
雄 武 田 吉

一、「チャレンジ21教育推進運動」とはなにか

県教育委員会は九九年から五ヶ年計画の「チャレンジ21教育推進運動」（以下「チャレンジ21」という）を発足させた。今年が二年目である。「チャレンジ21」とは、全県下公立小・中・特殊教育諸学校と高校の各学校が「児童生徒に必要な資質や能力を育成するため」の学校教育計画及びその実施について、教職員とともに保護者や地域住民が参加する「チャレンジ21推進委員会」が中心になって学校ごとに二～三年、全体では五ヶ年かけて推進する教育運動である。全学校の三分の一ずつ三回に分けて実施する。義務教育諸学校の「推進委員会」は教職員・保護者・地域住民から、高校のそれは教職員・保護者によって構成される。県教委が例示したものとすると、教職員は校長、教頭、教務主任、チャレンジ21担当者、各学年代表など、保護者はPTA会長、副会長など、地域住民は自治会長、ボランティア団体、青少年育成団体、地域スポーツ指導者などである。ここで特筆すべきは、学校が策定する教育計画とその実施および評価について保護者や地域住民が主体的に参加する道を初めて開いたことである。県教委の説明によると、県がそれぞれ三年間を区切



って「学校の活性化」を目標にこれまで取り組んできた「いきいきスクール・ステップアップ」が、校内の教員による推進委員会を主体にその学校で完結する取り組みであったのに対して、「チャレンジ21」は、学校が地域住民や保護者とともに推進主体である「推進委員会」をつくり、児童生徒の「資質や能力の育成」を目的に教育計画を立案・推進する、優れた成果は各学校で共有できるものになる、という。「チャレンジ21」とは概略以下のようなものである（「チャレンジ21教育推進運動説明会要項」、平成二二（一九九九年）度）。

事業は「児童生徒に二一世紀に必要とされる資質や能力の育成」を目的に、次のような内容を学校ごとに教育計画として立て、推進する。

① 社会の変化に対応した知識・技能の修得と問題解決能力の育成

② 豊かな感性や正義感・倫理観、社会貢献の精神の育成

③ 健康や体力などたくましく生きるための資質の育成

④ 自己の生き方や進路を主体的に創造する能力の育成

以上の内容を字義どおりに解せば、それらは授業内容、教授法、学習到達の判断、市民道徳、ボランティア

活動、生徒会や部活動、体育や健康管理、進路指導や職業指導等日常の学校教育の内容、教育活動のすべて、指導要領に規定される教育内容のほとんどすべてにわたり、かつその核心をなすものである。

「推進委員会」は上記の事業計画の策定だけでなく、「保護者、地域への広報や地域の教育力の積極的活用」をはかり、さらに年度末には児童生徒や保護者等に対するアンケートなどを集約して事業評価をおこなう。

ここまで読んできて、県教委が提唱する「チャレンジ21教育推進運動」における地域住民や保護者を巻き込んだ「推進委員会」に期待される任務が、新潟県の教育始まって以来の画期的内容であることに驚くのである。委員会の任務内容をもう一度要約すれば次のようになる。

学習指導要領の核心をなす「児童生徒の資質や能力の育成」のために地域住民や保護者が参加して、学校と共同して「教育計画」をたて、それを推進する主体になる。しかも、保護者や地域に積極的に広報活動をやり、最終段階には、子どもや保護者からアンケートをとるなどして事業評価をするというのである。

しかし、上記の任務内容を字義通りに「学校と共同



して『教育計画』をたて、それを推進する主体になる」ことを、教師と対等に地域住民や保護者に課するのにはいささか無理があろう。指導要領の核心をなす「児童生徒の資質や能力の育成」こそ、教師及びその集団が専念しなければならない専門性そのものだからである。

したがって、実際には、上記四項目のうちから重点項目をひとつえらぶとして、具体的には次ページの「表」に例示された具体的事業内容のうちから選択する（複数選択可）ことになるであろうが、それでも「学習意欲向上、基礎学力定着等のための授業の改善」や「外国語の習得」などは、教師の教科の専門性とうう折り合いをつけようというのだろう。もし字義通りなら、教師の日常の授業内容、方法を批判に曝さなければならぬ。

「チャレンジ21」の具体的な運動推移および経費は次のようである。各学校は二年間かけて事業に取り組み、指導的な成果をあげた学校は市町村教委の推薦によって県教委が決定して三年目も継続させ、その成果は各学校が共有する。競争原理の導入である。義務制学校の事業経費は一般行政所管の新潟県補助金規則

（したがって、事業の承認・継続等は知事認可）による支弁と市町村によって折半し、学校規模別に支給する。たとえば、六学級規模は単年度毎に八〇万円、一二学級一〇九万円、一八学級一三三万円。特殊教育諸学校は小学、中学、高等部ごとに一五万円とし、さらに児童生徒一人当たり五千元を加算してその合計金額とする。

二、「チャレンジ21教育推進運動」の実際

一〇月三〇日の『新潟日報』で「チャレンジ21」の活動内容が紹介された新潟田市立御免町小学校の場合は、今年度が二年目になるが、学校の広報紙「町小だより」で「チャレンジ21」活動を集めて、保護者だけでなく、町内会回覧板を通じて八〇〇世帯に報告している。

『新潟日報』がとりあげたのは、新潟田祭の学習としての四年生の「ぼくたち・私たちのミニ台輪祭り」だが、一年目の推進委員会（地域・PTA・学校各五名）の活動は、学校の取組み評価アンケートをまとめる等、子どもたちの活動を評価して支援することと理解され、「前提として、あくまで学校が主体」という議論が確認された。

事業内容調査票

学校名

事業の全体傾向を把握するために下記の事項について記入して、実施計画書とともに提出してください。

1. 4つの分野のうち、特に重点的に取り組む分野の番号を記入してください。

- (1) 社会の変化に対応した知識・技能の習得と問題解決能力の育成
- (2) 豊かな感性や正義感・倫理観・社会貢献の精神の育成
- (3) 健康な体力など、たくましく生きるための資質の育成
- (4) 自己の生き方や進路を主体的に創造する能力の育成

2. 実際に計画した具体的事業の該当項目の欄に○を付けてください。

(複数回答可)

コンピュータ等の活用による情報収集・情報発信能力を育成する事業	
異文化理解や外国語の習得、異文化交流に関する事業	
環境問題の学習活動や環境保護活動に関する事業	
学習意欲向上、基礎学力定着等のための授業の改善に関する事業	
高齢者や乳幼児について、介護や保育を体験する事業	
学校田や学校畑での栽培体験活動や小動物の飼育体験活動、花の栽培などの事業	
地域の自然や文化・産業を学んだり、伝統芸能を積極的に伝承する事業	
地域の方を学校などに招いて交流したり発表したりする事業	
音楽や演劇、美術など芸術鑑賞に関する事業	
福祉施設への訪問や地域への奉仕活動などボランティアに関する事業	
異校種間（小中高特殊教育諸学校間）、異年齢間の相互交流に関する事業	
いじめの防止など人権意識啓発に関する事業	
体力作りや野外活動、自然体験活動に関する事業	
生活習慣病や薬物使用の予防、心の健康などをテーマとした事業	
地域と連携した職場体験学習や進路講演会、学校訪問などの事業	
資格取得の支援や職業能力の開発、先端技術の習得に関する事業	
その他の事業（ ）	
その他の事業（ ）	

3. 地域と連携するために行う事業の該当項目に○を付けてください（義務教育諸学校のみ）。

地域の方を教師に招いての学習・体験活動	
地域の方を学校等に招いての交流活動	
地域の企業・施設への訪問活動	
広報誌やインターネットなど地域に向けた情報の発信	
学校と地域が共催する行事やボランティア活動など	
その他（ ）	

4. チャレンジ21推進委員会の構成

構成員	教職員	名	保護者	名	地域住民	名	合計	名
主な教職員	(例) 校長、教頭、教務主任、チャレンジ21担当者、各学年代表	など						
主な保護者	(例) PTA会長、副会長、行事部長	など						
主な地域住民	(例) 自治会長、ボランティア団体、青少年育成団体、地域スポーツ指導者	など						



二年目に入って、推進委員会の構成は地域委員七（老人会長、区長、社会教育委員、元PTA会長、塾講師、ビオトープ研究家等）、PTA委員五（会長、副会長男女各二名）、学校委員六（校長、教頭、教務主任、研究主任、学年主任、学習担当教諭）の一八人になり、委員長に互選でPTA会長が選出された。二年目の第一回推進委員会の様子を「町小だより」（五月二日）にみると、比較的積極的に意見が出されたようだ。「クラブとチャレンジ21との関係はどうか。異学年の子どもの交流を促進する活動を導入しては」「木を植えて、水の循環と浄化を調べ、それと生活廃水との連関を学習するのはどうか」「ゴミや食べ物のこと、たとえばゴミ→ダイオキシ→食物汚染など」

教員組合の役員や校長・教育長を経験し、いまは老人会長をしている地域委員横山弘司郎さんの推進委員会についての感想は概略次のようである。

「学校の教育活動の評価に地域住民が参加する意味は大きい。ただ外部からの評価にはおのずから限度があり、数値化して評価するのは困難」

「先生方の多忙を促進したり、教育活動を萎縮させるようでは困る。先生が子どもたちとする実践を温か

く見守り、気が付いたことがあれば意見をいうというのがよいのでは」

「チャレンジ21の学習プランを学校全体の教育計画のなかにどう位置づけるかは学校の主体性だ。先生方が研究的にやりわれわれが支援する関係がよい」

「チャレンジ21をほとんどの学校で実践されるときがきたら、もっとのんびりやったらよい。とにかく子どもたちが主役である。二年生の「元気でね、ありがとう、おじいちゃん、おばあちゃん」の単元でうちの家内が子どもたちと交流して、とても喜んで帰宅した。子どもが喜べば年寄りも喜ぶ。そんな交流ができる実践がいい」

校長川島和弘先生の意見を聞いてみよう。

「学校と家庭の連携を目指して『評価アンケート』を実践して、以前に比べて学校の取組みについて保護者の理解がいちだんと深まった。同時に学校を理解してもらおうむつかしさも痛感した」

「推進委員会の機能は開催回数からみて限られている。また教育内容に具体的に影響を与えるまでにはなっていない。貴重な意見からヒントを得たい。地域と学校がよい意味で緊張関係を保つのは望ましい」



「学校ができもしないことを引き受けすぎていたという反省にたって、適切な役割分担を家庭・地域と分かち合いたい」

「推進委員会と学校評議員制（次章）との連関はこれからの研究課題。最近号の『日本教育新聞』によると財界は来年から実施する学習指導要領をもう改訂したい意向のようだが、教育政策の激変に学校はなじまない。学校はもっとゆっくり歩みたい」

三、学校評議員制と校長の権限

前章で川島校長が言及した学校評議員制とは、文部省が中央教育審議会答申「我が国の地方教育行政の今後の在り方について」を受けて、学校教育法施行規則を改正し（二〇〇〇年一月）、二〇〇〇年四月からスタートさせた新しい制度である。教育委員会が校長の推薦を受けてその学校の職員以外の有識者に委嘱して、「保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校として説明責任を果たしていく」（文部省事務次官通知）つまり「地域に開かれた学校」にしていくなために、校長が個々の評議員から意見を聞き、あるいは運

営状況を説明するための制度である。設置は各自自治体にゆだねられた。

二〇〇〇年四月に新潟県で早速学校評議員制を発足させたのは中蒲原郡横越町だけである。小学校四人、中学校五人。二〇年民生委員をやってきた坪谷フクさんも評議員に委嘱され、一学期には二回学校参観をした。

「音楽と工作の時間は子どもの目が輝いていた。ほかの授業でも創作活動を取り入れられないか」「いまの子どもはあいさつができない」。坪谷さんは感じたことを率直に校長に伝えた。二〇〇二年から正式導入される「総合的学習の時間」には、町の事情通を語り部として紹介したり、町の歴史を学ぶべきだとアドヴァイスするつもりだ。坪谷さんは町内の集会などで学校の情報を報告している（『朝日新聞』九月十八日）。

上越市と柏崎市が二〇〇一年の設置に向けて学校管理規則を改正した。県立学校への導入については、県教委は消極的。文部省の調査にも「予定がない」とした三県のひとつ。

いじめ、不登校、学級崩壊、多発する凶悪な少年犯罪等、地域の具体的な支援なしにはもはや学校が成り



立たないのではないかという認識が、国民世論の強い要求と世界の趨勢も手伝って、文部省に重い腰をようやくあげさせたのが「学校評議員制」である。地域住民の代表が学校教育に参加する道を開いたはじめての法制度である。

二〇〇〇年一月二日の「文部事務次官通知」によると、評議員は学校ごとに置かれ、その人数や委嘱期間は自治体ごとにバラバラでもよいらしいが、学校評議員制はあくまで「評議員」であって「評議員会」ではない。

「校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて」「学校評議員は一人一人がそれぞれの責任において意見をのべる」としている。

この「通知」には上記「校長の学校運営に関する権限と責任を前提として」という文言やそれに類する言葉が、学校評議員についての二ページにも満たない説明文なかに五回もでてくる。校長の権限の不可侵性である。ただ、「校長の判断により、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換をする」ことは、「運用上の工夫として配慮する」必要があるといっているところを見ると、最初から評議員がバラバラに校長に

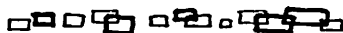
彼あるいは彼女の権限を侵すことなく意見を述べるだけでは、あまりにも評議員の主体性と積極性を無視していて、無理がいくと判断しているのだらう。評議員活動は論理必然として「評議員会」にならざるを得ない。

次官通知が評議員に児童・生徒は「想定していない」とわざわざ断っている日本の学校評議員制を欧米諸国の「学校会議」と比べてみよう。

アメリカでは州によって異なるが、伝統的に親の学校経営への参加がはかられている。フロリダ州では学校助言委員会の設置が義務づけられており、父母と地域住民が参加する。そこでは教科書採択の承認等がなされる。

ドイツでは、一九七〇年と七三年の教育審議会の勧告によって、「教師・生徒・父母三者による学校自治の強化と教育行政への参加」が州毎に順次法制化され、三者による学校会議がつくられた。校則、教科書、校長・教頭の任命の発議等がなされる。

ロシアでも一九八八年のゴルバチョフ教育改革によって学校会議が創設され、教職員、生徒、父母、社会団体を構成要素とする学校の最高意思決定機関がつく



られ、校長・教職員の適格審査、財政活動が検討され、教職員主導の会議運営は制度的に抑制される。ただし、知人のロシア研究者によると、現在では中産階級の子育てにおける高学歴志向の高まりのなかで、学校会議はほとんど形骸化しているそうである。

四、職員会議と校長の役割

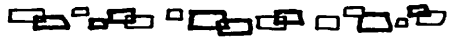
さきの学校評議員制のなかで文部次官通知が校長の権限に極端にこだわったのは、今度の学校教育法施行規則改正が学校評議員制の導入を契機に、校長の権限のいっそうの強化、文部省流ではリーダーシップの強化が主目的だったからである。

施行規則にはじめて小・中・高校の職員会議の規定を新設した。「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる」「職員会議は、校長が主宰する」この二項である。意味するところは、「通知」によれば、職員会議は校長の職務執行のための「補助機関」であり、「主宰する」とは、「校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自らが職員会議を管理し運営するという意味である」。職員会議は教職員の意思決定機関ではむ

ろんなく、諮問機関ですらない。校長が必要と認めなければ、開かなくてもよいという意味である。「必要は一切の処置をとる権限」がある以上、いったん職員会議で決まったものでも校長は覆すこともできる。いっぽう教職員が職員会議でなにができるか等の文言はこの「通知」には一切ない。

警察には重大事件があってもマージャンに熱中している県警本部長もいれば、勤務中の交番巡査を私用のために一日中職場離脱させる署長がいるように、学校にも腐敗しきった校長もいれば、極端に無能の校長もいる。わたくしはいまの学校でも、教育的にすぐれた識見とふさわしい行動力がある校長がいれば、一人でも学校を見違えるようによくすることができると思っている。本号所収の本田敏彦さんの論考「安田町にいきづく高校像を求めて」のなかの安田高校長高橋直栄先生がその良い例である。本県の学校がなかなかよくなる気配がないのは大方の校長が平均三年の勤務を大過なく過ごせば上々と考えているからだろう。

なぜ、一人の校長でもできるか。職員会議を重視するからである。自由な雰囲気の中で、校長が整理された教育条理にかなった優れた教育的識見を全体に



問題提起し、教員はそれぞれがそれを主体的に受け止めて、全体で基本的な教育方針を子どもたちや親たちはむろん地域の住民全体に対して発信できるほどに練り上げるからである。全体で合意した方針をもって教員は教育に当たる。一般に力量のある教師がてんでんバラバラにやるよりは、凡庸な教師が一致してやる方が教育効果がある。こうして、教員は広い意味でのその専門性を陶冶していく。ただ、職員会議では、きめたり、統一したりできないものがあることも留意する必要がある。教員個々の専門性にかかわる教材の解釈や授業方法などである。これには別の研鑽の方法とたゆまない努力の蓄積が必要だ。

実際の職員会議は校務分掌上の方針やまとめ、一人ひとりの子どもの学習や行動についての指導方針などその討議は多岐にわたり、教職員がはじめから主体的に関わることなしには埒があかない。わたくしは職員会議を意思決定機関に近い性格をもつものと考えてるが、実体的には教職員全体が主宰するとした方がよいように思う。教育は学校全体としては教員だけでなく、事務職員も校務員も給食職員もみんなが関わる総合的労働の成果としてあらわれる。

五、教員の専門性と地域住民の行政参加

新発田御免町小の推進委員横山さんの「チャレンジ21の学習プランを学校全体の教育計画のなかにどう位置づけるかは学校の主体性だ。先生方が研究的にやりわれわれが支援する関係がよい」という発言は重要だろう。

「チャレンジ21」の討議テーマのほとんどが教師の専門分野の授業内容と直接連関するからである。それを推進委員会が主体になるところに無理が生じる。地域の住民がもつ本当の専門性は、それに関わる個々の教師あるいは小グループの教師集団と直接連携するのがよいであろう。

ただ、「チャレンジ21」はたかだか一つの学校で長くて三年の限定的なものであり、横山さんのような見解に落ち着く可能性が強いから、心配するほどの矛盾は生じないだろう。現状では、かえって学校と地域住民の間に緊張関係ができて、よい刺激になるのかもしれない。その点で「チャレンジ21」推進運動で問われているのは、その学校の主体性、すなわち教育専門家としての教師集団が地域住民を納得させるほどに練り上げた教

育方針や授業内容、授業方法をもっているかどうかだ。

しかし、「チャレンジ21」のように地域住民が教師の教科の専門性にかかわろうとする運動方向に普遍性があるとは思えない。住民が教師の方を向いているうちは行政は安泰だ。世界の趨勢は第三章で少し触れたように、欧米の学校会議のように、住民が直接かわらなければならないのは学校自治と教育行政への参加である。日本の教育行政が自分では決して問題提起してこない分野のことである。子どもたちの教育環境を、子どもの最善の利益にそって改善していく闘いである。とはいっても、地域住民・生徒参加の学校会議＝学校自治にしろ、不十分な日本の評議員制にしろ、教育問題はすべて広い意味での教師の教育についての専門性が問われるのである。

(やぎ みつお・にいがた県民教育研究所所長)
(よしだ たけお・にいがた県民教育研究所員)

※ 第一、三、四、五章は八木、第二章は吉田が執筆したが、全体の責任は八木にある。

